

令和6年第2回大野町農業委員会議事録

令和6年2月5日、大野町農業委員会会長 目加田 菊次は、第2回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第3号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第4号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第5号 農業委員辞任届に関する承認について

出席農業委員（13名）

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
| 15番 飯沼 良一 委員 | | |

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員 | 渡邊 靖 委員 | 所 勝重 委員 |
| 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 野津 正明 委員 | 宮嶋 博幸 委員 | | |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 田代 定 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃

(令和6年2月5日 午前9時00分開会)

○議長 (目加田菊次会長)

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日推進委員の田代定委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長 (目加田菊次会長)

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を3番の内田博人委員、5番の河本茂樹委員にお願いしたいと思います。それでは報第3号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第3号の議案説明〕

○係長 (高島伸圭)

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で5,032㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,413㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。8筆で5,330㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で1,285㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で984㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で4,805㎡でございます。

ざいます。

7番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。4筆で2,729㎡でございます。

8番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。3筆で2,033㎡でございます。

報第3号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第3号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第4号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第4号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番と2番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃借権を設定しておりましたが、令和5年12月28日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第4号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第4号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第3号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第3号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は582㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は10,278㎡となります。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は27,526㎡となります。担当推進委員は田代委員でございます。

なお、本日欠席の田代委員から担当の案件については、特段の意見がないということを事務局で伺っております。

議第3号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第3号の1番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第3号の2番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第3号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（15番飯沼良一委員）

3番の案件について、譲受人は建設業会社の代表であり、今後本当に耕作をやるのか。

○係（若原宏晃）

本人以外にも大野町に在住のご両親も世帯員として一緒に耕作を行う予定です。また、譲受人の所有している農地を全て確認したところ、全ての農地に関してしっかり管理しておりましたので耕作状況としては問題ないと思います。

○農業委員（15番飯沼良一委員）

今後事業用への農地転用などが心配され、農地の集積・集約を進めていくなかで問題になると思うがどのようにお考えか。

○係（若原宏晃）

今回の案件については、農振農用地内の農地であり農業用の用途以外の転用は行うことができないため建設業のための転用は行われなれないと思われま。また、最近では多くの農地を購入されており、農地の集積・集約についての意向を伺うために地域計画の話し合いに参加していただく必要があると思っております。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

大野町以外にも農地を持っておられるのですか。

○係（若原宏晃）

所有農地については全て大野町にお持ちです。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

先ほど飯沼委員もおっしゃられましたが、今後取得した農地を事業用の用途で転用することが考えられるので、農業委員会としてしっかり動向を確認しなければいけないと思います。

○議長（目加田菊次会長）

議第3号の1番から3番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

2番の案件について、譲受人の所有農地に貸付地が含まれている状態で3条の全部効率利用要件を満たすのか。

○係（若原宏晃）

貸付地は農地の権利が耕作者に移るため全部効率利用許可要件の農地の対象となりません。よって今回の案件は、3条許可要件を満たします。

○議長（目加田菊次会長）

議第3号の1番から3番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第3号の1番から3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第4号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第4号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、さらに農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は久保田委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建設業資材置場とするために申請されました。担当推進委員は内藤委員でございます。

議第4号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第4号の1番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第4号の2番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明どおりですが、大墳の方は集落内にありダンプなどの大型車が入ってくると、地元の人が困ると思います。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○係（若原宏晃）

2番の案件について補足説明させていただきます。譲受人は岐阜市の建設会社ですが、大野町内が主な営業拠点となっています。大野町内に既存の二カ所の資材置場があるが、建築資材の保管量が増加しスペースがない状況であり、こちらは写真でも確認しております。先ほど内藤委員から説明があった集落内農地の件ですが、道や入り口の方が狭いとのことですが、出入りに使用する車両は2トントラックや軽トラと伺っております。また、申請地の西側の土地も今後購入して入り口のスペースも拡張する予定です。

○議長（目加田菊次会長）

議第4号の1番・2番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第4号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第5号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第5号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農業委員の國枝治彦委員から、令和6年1月22日付けで辞任届が出されました。健康上の都合により令和6年1月31日をもって農業委員を辞任したいとのことです。なお、農業委員会等に関

する法律第13条第1項の規定により、市町村長及び農業委員会の同意をもって辞任することができることとなっており、町長より農業委員会に対して同意するか否かの諮問がありましたので、その決定を行うものです。

議第5号については、以上でございます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（目加田菊次会長）

國枝委員におかれましては、昨年奥様がお亡くなりになってからは以前にくらべてかなり弱っていたように見受けられました。

○議長（目加田菊次会長）

議第5号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第5号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

○農業委員（15番飯沼良一委員）

農業委員の補充はあるのか。

○係（若原宏晃）

農業委員の欠員が3人以上になった場合は補充しなければならないとなっており、今回はまだそちらの人数に達していませんので、農業委員の補充はしません。

○議長（目加田菊次会長）

他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については3月1日9時より行います。場所のほうが大野町総合町民センター2階大会議室になりますので、お間違えのないようにお越してください。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第2回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 内田 博人



委員 河本 茂樹

